

感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援します。

令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品等が対象ですので、お早めに購入をお済ませください。

感染防止対策に要する経費の助成

- 対象事業所：**全ての障害福祉サービス施設・事業所**が対象です。
※令和3年10月から12月までに指定を受けている事業所等が対象です。
※休業中の事業所も対象です。
※地域生活支援事業を行っている事業所は対象外です。
- 対象経費：**令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した**
①**衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）**
②**感染症対策に要する備品（パーテーション、パルス計測器）**
※新規事業所は、指定日以降に購入した物が対象です。
- 補助上限額：サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限額を設定 **※別紙参照**
(例) 生活介護...14千円
就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助...7千円
居宅介護、相談支援、就労定着支援、自立生活援助...3千円
施設入所支援、障害児入所施設...20千円～40千円（定員規模別による）
※複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて申請可能です。
※障害福祉サービスを行う医療機関・介護事業所に医療又は介護の補助金が支給される場合は、医療又は介護の補助金で対応してください。
- 交付方法：精算払（国保連から各事業所の口座に振り込みます。）
- 申請方法：国保連合会の電子請求受付システムにて申請受付予定です。
※障害児入所施設や債権譲渡事業所は、県に直接申請となります。
- 申請期間：**令和3年12月28日（火）から令和4年2月28日（月）まで**
※申請受付案内時に改めて申請期間をお示しします。
※申請は1回限りです。期限を過ぎての申請はできません。
- その他：明細書等の作成及び納品・領収書等の保管をお願いします。

【お問い合わせ先】

- 事業全般に関すること** 厚生労働省コールセンター（TEL：03-5253-1111 内線：3698,3699）
受付時間：9:00～17:00 ※12月15日（水）から当面の間
- 電子請求受付システムに関すること** 国民健康保険中央会コールセンター（TEL：0570-059-403）
受付時間：10:00～20:00
- 上記以外の内容に関すること** 宮崎県障がい福祉課（TEL：0985-26-7068）
受付時間：9:00～17:00 ※いずれも土日祝及び12月29日から1月3日までを除く

Q1 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない施設・事業所でも補助対象となりますか。

A1 お見込みのとおりです。
新型コロナウイルス感染症の発生の有無は関係ありません。

Q2 対象経費における①「衛生用品」、②「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が対象となるのか。

A2 ①については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク（布、ウレタン、不織布など）、手袋、消毒液などを想定しています。

②については、パーテーション及びパルスオキシメーターの2点のみです。

《補助対象商品の例》

・防護服・ウェットティッシュ・空間除菌製品・うがい薬・除菌シートなど

《補助の対象とならない商品の例》

・体温計（非接触式含む）・空気清浄機・サーキュレーター・食器洗い乾燥機・紫外線消毒器・オゾン発生器・介護ロボット・ICT機器・抗菌シューズ（靴下含む）・消毒液用噴霧器（自動・手動）・歯ブラシ

Q3 「令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した」とは、納品及び支払いまで完了している必要があるか。

A3 「購入した」とは、発注及び納品が12月31日までに完了しており、支払いは令和3年度内（令和4年3月31日まで）に完了している必要があります。

Q4 領収書等の証明書が必要とあるが、ネット購入等で領収書が発行されない場合、どうすればよいですか。

A4 領収書がない場合は、納品書や請求書、明細書、振込記録等を残しておくようにしてください。なお、ネット購入については、購入した従業員の名前、対象商品名、金額等がわかる書類（メールや購入サイトでの購入履歴等）等があればそれらを証拠書類として残すようにしてください。証拠書類が確認できない場合、補助金の返還を求められる場合がありますので、不備のないよう証拠書類を保管してください。

また、不正な請求は、刑法等の法令違反に当たる場合があります。

Q5 複数サービスを実施している場合（多機能型事業所を含む）、それぞれで申請できますか。

A5 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれ基準単価まで申請することができます。

（例）居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行っている場合。→3事業所×3千円=9千円

Q6 「障害福祉サービスを行う医療機関・介護事業所に医療又は介護の補助金が支給される場合は、医療又は介護の補助金で対応」とは、どのような場合か。

A6 療養介護、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設は、医療の補助金で申請が可能です。その他、共生型・基準該当サービス事業所や、同一の場所で同内容の介護サービスを行っている場合は、介護の補助金で申請が可能です（重複した申請はできません）。

（例）居宅介護と訪問介護を同一事業所で実施している場合。

→訪問介護（1万円～2万円）が申請可能。介護補助金で申請した場合は、障害補助金は申請不可。

Q7 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額について、どのように対応する必要がありますか。

A7 あらかじめ額が明らかな場合は、当該額を減額して申請してください。実績報告を行う際、明らかになった場合は、その際に減額して報告してください。